

平成27年労第558号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在の住宅リフォーム工事現場における電気工事作業中に、当該現場で発生した火災により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者は労災保険法上の労働者とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

### 第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

（略）

### 第4 争 点

本件の争点は、被災者が労災保険法上の労働者であると認められるか否かにある。

また、労働者であると認められる場合、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、被災者は給与が日額計算され、残業代も残業時間に応じて算定されており、また、被災者には基本的に日曜日以外休日はなく、会社に拘束されていた等の理由から、被災者が会社の労働者であることは明らかである旨主張する。

(2) 労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条にいう労働者と同義であると解される。

労働者性に係る判断の基準については、昭和60年に労働基準法研究会が、仕事の依頼・業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無（業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無、拘束性の有無、代替性の有無）、報酬の労務対償性の有無などの「使用従属性」に関する判断基準と「労働者性の判断を補強する要素」を総合的に判断して決定する旨の基準を示しているところであるが、当審査会としても、その考え方は労働者性を判断するに当たって妥当であると考えることから、これらの基準に照らし、以下検討する。

#### ア 「使用従属性」に関する判断基準

(ア) 仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無について

請求人は、平成〇年〇月〇日付け陳述書において、被災者は生前にB代表者から与えられる仕事の依頼を断ったことはない旨述べ、また、同年〇月〇日付け陳述書において、被災者は工程会議という会議に会社として定期的に参加し、この工程会議への出席は与えられた仕事の一環として断ることはできなかった旨申述している。

請求人の主張する、被災者はB代表者からの仕事の依頼を断ったことはないとする点については、依頼を断った場合のペナルティが決められていたものとは認められず、断った事実がないことのみをもって仕事の依頼に対する諾否の自由がなかったとみることはできない。また、工程会議への出席は、被災者が会社の労働者であると否とを問わず、担当する現場の施工上必要不可欠なものであったとも考えられることから、当該会議への出席をもって業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由がなかったとまではいえないと判断する。

(イ) 業務遂行上の指揮監督の有無について

請求人は、平成〇年〇月〇日付け陳述書において、作業日数や作業時間については、日曜日以外出勤していたことからわかるように自由ではなかった旨述べている。しかしながら、当該内容のみをもって作業内容や作業時間につき被災者自身に裁量の余地がなく、B代表の支配下にあったものとみることはできないところ、本件一件記録を精査しても、誰がどの日に現場に行き、どのような作業をするか、工事の進捗状況がどうかなどについて、自身は一切管理していないとするB代表者の申述内容や作業の方法、材料や電気器具の選定、作業日、作業時間も全て自分自身で決定し、会社から指示を受けることは一切ないとするC代表者の申述内容に反する客観的な事実ないし客観的な事実と推認するに足る状況は認められないことから、被災者は、B代表者から通常注文者が行う程度の指示等を受けていたにとどまり、業務遂行上の指揮監督を受けていたとは認められないと判断する。

(ウ) 拘束性の有無について

請求人は、平成〇年〇月〇日付け陳述書において、B代表者から指示された場所が被災者の勤務場所であった旨述べるが、住宅のリフォーム工事における電気工事という被災者の業務の性質上、必然的に勤務場所は指定されることになるため、請求人の申述内容をもって拘束性があったとみることはできないと判断する。

(エ) 報酬の労務対償性について

請求人は、平成〇年〇月〇日付け陳述書において、被災者の日誌によると、その月の出勤日数と残業時間が計算され、これをもとに出勤日数に〇

円を乗じた額と残業時間に〇円を乗じた額の合計が給料となっていることが分かり、給料が少ないときの調整などで残業代が支払われたわけではないことが分かる旨申述している。

請求人が提出した被災者の手帳を見ると、例えば、平成〇年〇月において、〇日以外の日曜日は現場名、作業内容等の記載がなく空欄となっており、月末の余白に記入された同月の出勤日数は、当該空欄となっている日曜日の〇日間を除き〇日、同じく報酬の請求額は、〇円（〇円×〇日）に残業代〇円（〇日の1時間分）を加えた〇円と記載されている。ここで、手帳上一部の日には終業時刻と推認される時刻が記されているが、それによると、同月〇日は〇：〇、〇日は〇：〇であるところ、両日とも通常の出勤日として算入されている。

同様のことは他の月においてもみられ、同年〇月においては、終業時刻と推認される時刻が〇：〇と記されている日（〇日）について、半日出勤、単価〇円として算定されていることが見て取れるが、同年〇月においては、終業時刻と推認される時刻が〇：〇と記されている日（〇日）が、通常の出勤日として算入されている。さらに、同年〇月は、空欄となっている平日が2日（〇日及び〇日）あり、これらの日も通常の出勤日として算入されているが、これらの日について実際に業務を行ったのかは不明と言わざるを得ず、その後、次第に空欄となっている平日が多くなり、また、空欄となっている平日を出勤日として算入したとしても、更に空欄となっている日曜日を算入しないと出勤日が合わないといった月もみられる（平成〇年〇月、平成〇年〇月）。

このように、当該手帳の記載は、実際の出勤日や勤務時間を裏付ける資料としては正確性に欠けるものと言わざるを得ず、また、実際には就労していないと推認される時間分の報酬がB代表者により査定された事実もみられないことから、少なくとも厳密な労働時間管理のもとに報酬が支払われているものとは認められない。さらには、出勤日や勤務時間の証となる正確性のある資料が存在しない以上、B代表者らが主張する報酬の算定方法、すなわち受注した仕事に要した日数や仕事の困難さなどをもとに材料費を除く1か月分の工賃を決定し、請求書の数量欄には、決定した金額を1日の単価で割った日数を記載するという方法が取られていたことを否定

することはできないと考える。

したがって、当審査会としては、請求代理人が主張するように給与は日額に勤務日数を乗じて計算されているといっても、それには被災者の裁量が入り込む余地があり、一般的な労働者と同様に厳密な労働時間管理の下に報酬が支払われているものとは認められないことから、支払われた報酬の領収証が発行されていることも併せ勘案するに、報酬に労務対償性があるとはいえないと判断する。

#### イ 「労働者性」の判断を補強する要素

##### (ア) 専属性の程度について

請求人は、平成〇年〇月〇日付け陳述書において、被災者はB代表者以外の人からの依頼は受けておらず、他の人から仕事をお願いしたいと言われることはあったようだが、B代表者を通さないといけないので、個人で受けることはできないとして毎回断っていた旨述べている。

実態として、被災者が会社以外からの仕事の依頼に応じていた事実は認められず、また、上記手帳の記述から、時間的余裕がなく会社以外の業務に従事することが事実上困難であると推認される時期があるところ、被災者の会社への専属性の程度は高く、経済的には会社に従属していたと考えられ、被災者の「労働者性」を補強する要素の一つと認められる。

##### (イ) その他

被災者は、会社から会社名の文字が入っている作業服や名刺を支給されていた。他方、毎月提出する請求書や報酬に対する領収証にはD電設という屋号を使用しており、また、報酬について所得税の源泉徴収はなされていなかった。

ウ 上記ア及びイを総合的に勘案すると、被災者には、業務遂行上の指揮監督を始め、「使用従属性」の観点から労働者性を肯定する要素は認められず、また、「労働者性」の判断を補強する要素として会社への専属性の程度が高く、会社から作業服や名刺を支給されていたと認められるものの、過去にも労働者を雇ったことがないとするB代表者が、E電設の代表者の死亡に伴いE電設の労働者であった被災者を労働者として雇い入れる必然性は一般的に乏しいものと推認されることを併せると、当審査会として、被災者が会社の労働者であると認めることはできないと判断する。

なお、請求代理人は、材料の仕入費用が会社から支払われていた事実は、被災者が会社の労働者であったことを評価するための根拠事実となる等縷々主張するが、当該事実は一人親方として特別加入しているC代表者にも該当するところ、前記結論を左右する要素とはならず、その他の事項についても同様である。

- 3 以上のおおりにあり、被災者は労災保険法上の労働者であるとは認められないことから、被災者の死亡について業務上の事由によるものであるか否かを検討するまでもなく、同法による保険給付の対象とすることはできない。したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおおりに裁決する。